

## 異業種交流会 H.B.S.規約

### 第1条（名称）

本会は、異業種交流会 H.B.S.という。

### 第2条（組織範囲）

本会の組織範囲は、福岡県とその周辺地域とし、本部を福岡市に置く。

### 第3条（目的）

会員の自主的な努力によって、相互に学び合い、総合的な資質と能力の向上をめざす。

### 第4条（事業）

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員相互の経験、知識、技術、情報、経済等の交流を促進し、親睦を深める。
- （2）各種の研究会、研修会等を開催する。
- （3）会報などの発行と情報の提供、その他の広報活動。
- （4）その他。

### 第5条（会員の資格）

本会の趣旨に賛同する経営者及びこれに準ずるものを会員とする。

**追加： 会員は例会及び、運営に積極的に参加する義務を負う。**

### 第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、会員の推薦を得て、入会申込書に入会申込金・会費を添えて申し込み、役員会の承認を得なければならない。

### 第7条（入会金・会費）

会員は、定められた入会金及び会費を負担する。年会費の納入方法は四半期ごとに前納し、既に支払った会費は払戻しない。再入会の場合の入会金は別途定める。

## 第8条（休会、退会、退籍、除籍）

- （1）休会 会員が病気等により、会の活動に参加できない場合は、休会届を提出し、役員会の承認を得て、健康等が回復するまで休会することができる。
- （2）退会 本会を退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。
- （3）退籍 会員の倒産及び自己破産等による会費滞納については、役員会の承認を得て、退籍とする事ができる。また、死亡及び重度障害による会費滞納については、退籍とする。

- （4）除籍 会費を一年以上滞納したとき、並びに滞納会費を未清算のまま退会する場合、理事会の承認を得て除籍することができる。

著しく会の名誉を傷つけ、会の事業を阻害したときは、役員会の決議により、除籍することができる。



- （4）除籍 会費を **6ヶ月** 以上滞納したとき、並びに滞納会費を未清のまま退会する場合、理事会の承認を得て除籍することができる。

著しく会の名誉を傷つけ、会の事業を阻害したときは、役員会の決議により、除籍することができる。

## 第9条（機関）

本会に次の機関を設ける。各会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、決議は全会一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。会議は原則として公開する。

### （1）総会

総会は本会の最高決議機関で全会員を以って構成する。定期総会は年一回開催し、臨時総会は役員会の決定により開催する。

次の事項は総会に諮らなければならない。

- ① 役員の選任
- ② 予算及び決算
- ③ 年度の活動方針及び活動報告
- ④ 本規約の改正
- ⑤ 役員会の報告及びその他重要事項

## (2) 役員会

役員会は役員をもって構成する。役員会は総会に次ぐ決議機関であり、総会の決議を具体化し活動を推進する。本会の事業は役員会が決議し、執行する。

役員会の召集は会長が決定し、原則として月1回開催する。役員の方の3分の1以上の要請があったときも開催する。

次の事項は役員会に諮らなければならない。

- (1) 総会の開催及び提出議案
- (2) 臨時会費の決定及び補正予算
- (3) 委員会を設置し各委員会の分担業務を定める
- (4) 会の運営に必要な諸規定
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

## 第10条 (役員)

本会に次の役員を置く。会長・副会長・委員長・副委員長・会計・監事・事務局長・副事務局長。なお、会長は役員会の承認を得て、特別委員長(拡大委員長等)を置くことができる。また、必要に応じて名誉顧問・顧問を置くことができる。

役員の選任は総会で行う。任期は2年とし、定期総会までとする。但し、年度途中における欠員補充は役員会で行い、その任期は残任期間とする。役員選任の手続き等は別途規定を設ける。

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 会長  | 1名                  |
|     | 会務の全般を統括し、内外に会を代表する |
| 副会長 | 3名以内                |

	会長を補佐し、活動を推進する
会計	1名 会計事務を行なう
監事	2名 会計を監査する
委員長	適宜（会長の意見を基に役員会において決定する） 委員会を運営し、活動を推進する
副委員長	適宜（会長・委員長の意見を基に役員会において決定する） 委員長を補佐し、活動を推進する
特別委員長	若干名 拡大委員長等の特別委員長を置き、会の目的達成に寄与する。 ↓
特別委員長	<b>必要に応じ</b> 若干名 拡大委員長等の特別委員長を置き、会の目的達成に寄与する。
事務局長	1名 会の事務全般を統括実行する。
副事務局長	2名以内 事務局長を補佐し、活動を推進する
名誉顧問	若干名 役員会に出席し、意見を述べることができる（終身） ↓ <b>名誉顧問全文削除</b>
顧問	若干名 役員会に出席し、意見を述べることができる ↓
顧問	<b>必要に応じ</b> 若干名 役員会に出席し、意見を述べることができる

#### 第11条（事務局）

会の運営を円滑に行うため事務局を設ける。事務局員の採用、任免、待遇については会長の発議によって役員会が決定する。事務局長は事務局員を指導し、日常業務を執行する。事務局長は1名・副事務局長2名以内を置き、両者とも会員でなければならない。

#### 第12条（財政）

この会の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営する。

#### 第13条（会計年度）

会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

#### 挿入追加

#### 第14条（慶弔規約）

別紙に定める

#### 第15条（規約の改廃）

#### 第16条（実施の年月日）

#### 別紙

- 1.（除籍通知）会費未納の為、除籍対象者には通告文を送付後除籍する。又、除籍の場合個人名は議事録では無く別紙にて全会員に告知する。（2010年度3月役員会にて承認）
- 2.（慶弔規約 慶事（結婚・出産）は各10000円とする。（2011年度1月役員会にて承認）